

点検結果の報告期間

| 防火対象物(消防法施行令別表第1) | 点検結果の報告期間 | 防火対象物(消防法施行令別表第1) | 点検結果の報告期間 |
|---|-----------|---|-----------|
| (1) イ 劇場等 □ 公会堂等 | 1年に1回 | (9) イ 特殊浴場 □ 一般浴場 | 1年に1回 |
| (2) イ キャバレー等 □ 遊技場等 ハ 性風俗特殊営業店舗等 ニ カラオケボックス等 | | (10) 停車場等 (11) 神社・寺院等 (12) イ 工場等 □ 映画又はテレビスタジオ | 3年に1回 |
| (3) イ 料理店等 □ 飲食店 | 3年に1回 | (13) イ 駐車場等 □ 航空機格納庫 (14) 倉庫 (15) 事務所等 | 3年に1回 |
| (4) 百貨店等 | | (16) イ 特定複合用途防火対象物 □ 非特定複合用途防火対象物 | |
| (5) イ 旅館等 □ 共同住宅等 | 3年に1回 | (16の2) 地下街 (16の3) 準地下街 (17) 文化財 | 1年に1回 |
| (6) イ 病院等 □ 自力避難困難者入所福祉施設等 ハ 老人福祉施設、児童養護施設等 ニ 幼稚園等 | 1年に1回 | (18) アーケード | 3年に1回 |
| (7) 学校 | 3年に1回 | | |
| (8) 図書館等 | | | |

■は特定防火対象物 ■は非特定防火対象物

いいかげんな点検を行う業者を選定しない

信頼できる点検業者を選定し、適正な点検をさせましょう。



粗雑な点検をさせない

点検は、法令で定められた点検基準と点検要領に従って行わなければなりません。点検時には、防火管理者等が必ず立ち会って、適正な点検が行われているかを確認するよう指導されています。*



不適切な点検事業者をゆるさない

粗雑な点検を行う事業者と契約し、不適正な点検が行われた場合、罰せられるのは「防火対象物の関係者」です。



消火器の訪問点検にご注意を！

各地で不適切な点検や高額請求の被害が多発しています。
点検を承諾する前に必ず契約業者であるかを確認しましょう。

従業員の皆さんにも周知徹底を！



トラブル防止のポイント!

契約業者でない場合は…

- ハッキリと点検を拒否する。
- みだりに契約書にサイン等をしない。
- 身分証明書等の提示を求める。

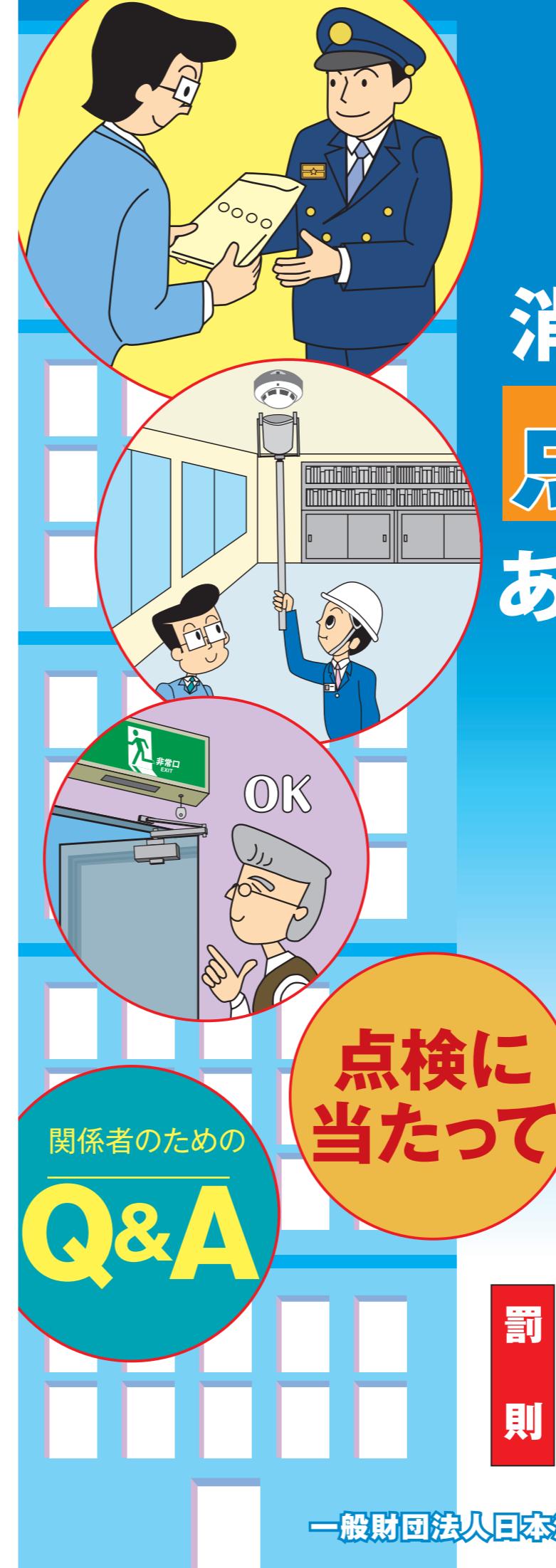
住宅用火災警報器の訪問販売にご注意を！

全ての住宅に住宅用火災警報器の設置と維持が義務付けられ、不適正取引と考えられる事例が全国的に発生しているのでご注意下さい。



お問い合わせ先

一般財団法人
日本消防設備安全センター
<http://www.fesc.or.jp>



消防用設備等の 点検・報告は あなたの義務です。

■消防用設備等の点検報告制度 (消防法第17条の3の3)

罰則

点検報告義務違反

- 点検結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金又は拘留
- その法人に対しても上記の罰金

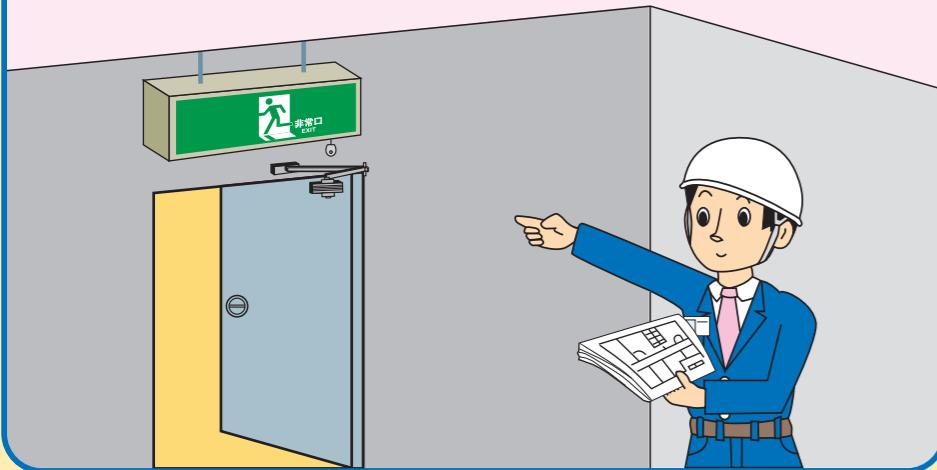
消防用設備等の点検・報告

防火対象物の関係者(所有者・管理者・占有者)は、設置された消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告することが義務づけられています。

Q

点検・報告はなぜ必要な?

A 建物には、各種の消防用設備等が設置されていますが、これらは、平常時に使用することができないため、いざという時に確実に作動し機能を発揮するかどうかを日頃から確認しておくことが重要です。このため、消防法では、消防用設備等の定期的な点検と消防機関への報告を義務付けています。



関係者のためのQ&A

お答えします!



Q

点検・報告の時期は?

A

点検の内容に応じて、次のように定められています。

機器点検:6ヶ月ごと

・外観や機器の機能を確認します。

総合点検:1年ごと

・機器を作動させて、総合的な機能を確認します。

報告期間

・防火対象物の用途に応じて定められています(裏面の表を参照してください。)。点検の期間と報告の期間は異なります。



Q

点検実施者の資格は?

A

防火対象物の用途や規模により、次のように定められています。

消防設備士又は消防設備点検資格者

- ①延べ面積1,000m²以上の特定防火対象物／デパート、ホテル、病院、飲食店、地下街など
- ②延べ面積1,000m²以上の非特定防火対象物で、消防長又は消防署長が指定したもの／工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校など
- ③特定用途部分が避難階以外の階に存する建物で、階段が2以上設けられていないもの

防火対象物の関係者

上記以外の防火対象物



Q

点検の結果、不良個所があった場合は?

A

すみやかに改修や整備をしなければなりません(消防設備士でなければできない改修工事や整備があります。)。



点検に当たって

1

事前に行うこと

- ①点検実施者と日時、手順などを打ち合わせます。
- ②建物内の人々や利用者に点検の実施予定を知らせます。



2

点検時に行うこと

- ①点検実施者が点検に必要な資格を有しているか、免状を確認します。
- ②点検実施者が点検に必要な器具を所持しているかを確認します。
- ③必ず立ち会って、適正な点検が行われているかを確認します。



3

終了時に行うこと

- ①消防用設備等が正常な状態に復元されていることを確認します。
- ②点検票等に正しく記入されているかを確認します。
- ③不良個所があった場合は、すみやかに改修します。



点検で機能が正常であるものには、点検済票(ラベル)が貼られます。

点検済票は、各都道府県消防設備協会の表示登録会員となっている消防設備点検事業者が貼ることとなっています。